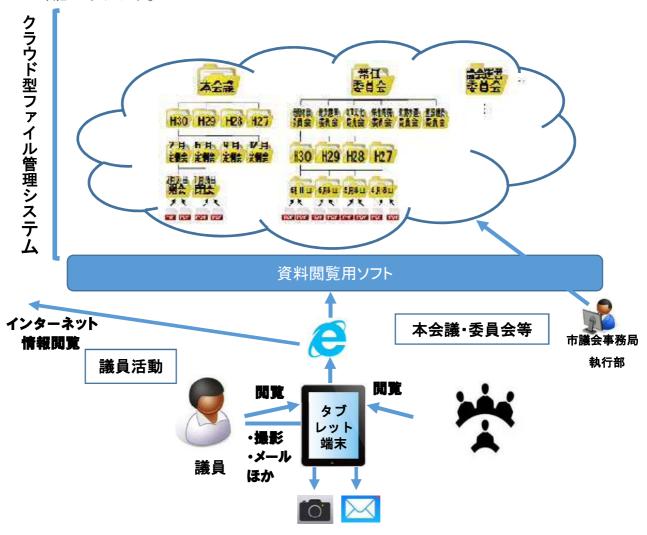
# タブレット端末の利用について

## 1 タブレット端末の主な機能

- (1) インターネット
- (2) メール
- (3) カメラ
- (4) クラウド型ファイル管理システム

## 2 クラウド型ファイル管理システム(イメージ)

議会関係資料を電子データ化、クラウド型サーバに保存し、資料閲覧用ソフトにより、インターネットを介して、議会や委員会をはじめ、常時、関係文書の閲覧が可能となります。



### 3 クラウド内に格納するデータ

これまで本会議や委員会等で配付していた資料、執行部の説明資料、事務局からのお知らせ等すべてをクラウドに保存します。

#### (例) · 定例会

議案書、予算書、一般会計予算に関する説明書、特別会計予算に関する説明書、補正予算書、補正予算説明書、当初予算概要及び主要施策、繰越報

告書、市長提案理由説明、決算書、事項別明細書 等

- · 委員会 所管事務調査用資料、報告資料 等
- ・その他 各種説明資料、各種計画書、お知らせ、会派別勉強会資料 等
- ※ 導入後、概ね1年間を試行期間とし、試行期間中はタブレット端末への配信に併せて、紙資料も配付します。